

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二·一第 卷八十五第

---

高田博士還曆記念論文集

---

行發月二年九十和昭

# 皇國農村確立の基本問題

八木芳之助

大東亞建設戰の進展に伴つて、我が國民族培養の源泉として眞に搖ぎなき農村を確立し、我が農業をして國民食糧生産確保の重大使命を遺憾なく遂行せしめるやう、その組織を再編成することの緊要性が高調せられつゝある。即ち我が國が大東亞建設の大業を完成し、その永遠の發展を確保するためには、國家活動力の根源をなす大和民族人口の不斷の増強に俟つべきであるが、我が國の人口は由來農村を其の力強き源泉として増大し來つたものである。農村の人口増殖率は都市に較らべて高く、農村に於て増加する健全なる人口が、農家人口を維持増強するのみならず、また大量の人口を都市の諸産業に提供して國家活動の躍進を齎らす源泉となつてゐる。されば皇國農村確立の第一の方針として、「大東亞建設に伴ふ人口及民族政策の根本方針に則り農業をして眞に大和民族培養の源泉たるの實を發揚せしむ」べきである。我が國の人口國策に於ても、この趣旨に基いて、昭和三十五年には内地人口を一億に達せしめんとするが、この際「農業が最も優秀なる兵力及勞力の供給源たる現狀に鑑み、内地農業人口の一定數の維持を圖ると共に、日滿支を通じ内地人口の四割は之を農業に確保する如く措置する」方針が採られてゐる。

第二に食糧の確保が戰爭遂行の絶對要件であり戦力増強の基礎たることは云ふまでもない。現下の我が國農業

に於ては、食糧増産を至上命令として、農業生産力の維持擴充に努力しつゝあるが、當面緊急の要務として更に一段と國內に於ける食糧生産の確保を圖ると共に、日滿を通ずる主要食糧の自給體制の確立を圖ることが、我が國國防國家體制の確立上急務である。

されば現下の我が農村に課せられたる重大なる民族的國家的使命、即ち食糧の増産と農業人口の保有と、この二大使命を完遂するにたる堅實なる農村を育成し、確立することこそ、皇國農村確立の基本的課題であるといはなければならぬ。蓋し農村をして眞に大和民族培養の源泉たるの實を發揚せしめると共に、日滿を通ずる主要食糧自給力の充實確保を實現するため、農民が矜恃を以て農業に其の全力を注ぎ十分なる創意を發揮し、文化の進展に寄與すべき健全なる農村を確立し得る如き農業組織を建設することは、皇國の悠久なる發展を確保する根柢であるからである。

## 二

この皇國農村の確立を急遽實施するを必要とするに至つた所以は、最近に於ける「急激なる時勢の變轉に際し、農業部面に於ける状態の變化は皇國農業及農民の維持培養上不測の障害を生ずるの虞あるを以て」である。即ち時勢の急激なる變轉の影響を受け、「農業部面に於て憂慮すべき事態、所謂農村解體化の傾向顯著なるものある」によるものである。これを最近に於ける農家戸數の動向について見るに、昭和七年以來それは漸減の傾向を示し殊に事變以來その減退が著しく、農家戸數は昭和十五年には五百四十七萬九千戸となり、事變前の昭和十一年に較らべて、約十一萬八千戸の減少を示して居り、従つて我が國の總戸數に對する農家戸數の割合は、昭和十一年の四三・一％から十五年の三九・八％へと低下してゐる。然かもこの農家戸數の減少は專業農家戸數の減退による

ものである。即ち昭和十三年九月一日の「農家一齊調査」によれば、我が國農家の總戸數五百四十四萬戸のうち、專業農家は二百四十八萬四千戸（四五・七％）、兼業農家は二百九十五萬六千戸（五四・三％）となつてゐるが、昭和十六年の夏季調査では專業農家は二百二十九萬六千戸（四一・九％）、兼業農家は三百十七萬八千戸（五八・一％）となり、專業農家の減少、兼業農家の増大となつて現はれてゐる。

斯くの如き專業農家の減少、兼業農家の増加傾向は、賃労働農家の進行を示すものであつて、專業農家が其の勞働力の直接的減少、並に雇附勞働力の不足に基いて、專業農家層の分化を起し、賃労働を兼業とする農家層に移行する過程を示すものである。昭和十三年の「農家一齊調査」によれば、兼業農家は二百九十五萬六千戸に上るが、そのうちで農業を主とし農業以外の業を従とする所謂「農業を主とする兼業農家」が、百六十五萬四千戸（五六・〇％）を占め、農業を従とし農業以外の業を主とする所謂「農業を従とする兼業農家」が、百三十萬二千戸（四四・〇％）を占めてゐる。專業農家層の分化の進行は、專業農家より「農業を主とする兼業農家」へ、更に「農業を従とする兼業農家」への進行を物語るものであり、かゝる兼業農家の増加は所謂「職工農家」の増加を示すものに外ならない。

最近に於ける我が國の軍需工業を中心とする重化學工業の發展は、各地方に新興工業都市の勃興を促すと同時に、その需要する労働についても質的變化を促し、従來の女子労働から男子労働への移行、未熟練労働から熟練労働への移行、一時的労働より移動交替の少き繼續的労働への移行、高年労働より男子青壯年労働への移行を來すことゝなつた。かゝる重化學工業の發展に基く労働力の新なる急激なる需要は、農家労働の移動を高めずには置かない。茲に於て、新に工場へ吸收せられた農村の青壯年の一部は、農家の通勤工となり、所謂職工農家の出

現となる。

かゝる職工農家にありては、家族勞働力の基幹的部分たる男子勞働力が工場に吸収せられ、農業勞働は主として老父母、主婦、弟妹等の老幼婦女子の手に委ねられることとなる。その農業經營は自家用飯米補充の程度に零細化せられ、粗放化せられて、所謂低位收穫農家となりつゝある。しかも此の職工農家は專業農家への復歸性を喪失する傾向が強い。かゝる職工農家は新しい農業技術を導入する熱意を缺いてゐるから、食糧生産確保の見地からするも望ましからざる存在である。

されば現下に於ける皇國農村の確立に際しては、農民が矜恃を以て農業に其の全力を注ぎ得るが如き專業農家を育成保持することを第一義に置くべきである。而して斯かる國の基本たる農家を適正經營農家と呼んでゐる。

### 三

この皇國農村確立の根本は、「國家の要請に照應する如く、適正なる農業經營を爲し毅然として永く農業に精進する農家の維持育成に存する」ものであつて、標準農村に於ける建設の目標は、「かゝる適正經營農家が當該村に於ける農業上の中核となり、村全體が隣保共助の精神に依り安定且調和せる農村を確立するに在る。」而してこの適正經營農家の規模は、各地方の立地條件に即して定まるべきものであるが、概ね左の要領によるべきことが明示せられてゐる。

(1) 專業自作經營なること

(2) 經營の根本を健全なる構成の家族勞力に置くこと

(3) 農地の規模が當該地方の立地條件に即し適當なること

(4) 原則として主要食糧の生産を根幹とし家畜飼養を伴ふ經營なること

(5) 農業技術高度にして生産能率の大なること

(6) 適度の自給經濟に依り簡素なるも充實せる生活を爲し、農に即せる固有の文化を培養し得る如き餘裕あるものなること

(7) 國家要請に即應するを經營の根本理念とし、農業の國家的眞義に徹し、農家として永續して農業に専念すること

以下、この小論に於ては、最近に於ける我國の農業及び農業經營の客觀的動向に即しつゝ、かゝる適正農家の維持育成について考察しよう。

#### 四

先づ第一に皇國農村は、農業に専念して働らく專業農家を以て専ら構成せられる純農村でなければならぬ。然るに專業農家戸數は最近左の如き減少傾向を示してゐる。<sup>1)</sup>

| 年次    | 農家總戸數                  | 專業、兼業別戸數              |                        | 專業、兼業別百分比 |       |
|-------|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------|-------|
|       |                        | 專業                    | 兼業                     | 專業%       | 兼業%   |
| 昭和七年  | 五,九四三,五〇九 <sup>戸</sup> | 四,二六六,七九 <sup>戸</sup> | 一,六七六,七二〇 <sup>戸</sup> | 七三・〇〇     | 二七・〇〇 |
| 同 八年  | 五,六三三,五五五              | 四,二六三,〇三三             | 一,四七〇,四八五              | 七三・〇〇     | 二七・〇〇 |
| 同 九年  | 五,六六七,四六八              | 四,四三三,六一              | 一,二三三,八五八              | 七三・七七     | 二六・二三 |
| 同 十年  | 五,七〇〇,七〇七              | 四,一四〇,〇〇〇             | 一,五六〇,七〇七              | 七二・二六     | 二七・七四 |
| 同 十一年 | 五,五九七,四六五              | 四,一七六,四三三             | 一,四二一,〇三二              | 七四・六一     | 二五・三九 |
| 同 十二年 | 五,五七四,八七九              | 四,一八〇,六七七             | 一,三九四,二〇二              | 七四・九六     | 二五・〇四 |
| 同 十三年 | 五,五九一,四八〇              | 三,七〇四,三三三             | 一,八八七,一四七              | 六七・一一     | 三二・八九 |
| 同 十四年 | 五,四九一,八三六              | 三,七七一,二四一             | 一,七二〇,五九七              | 六七・八七     | 三二・一三 |
| 同 十五年 | 五,四七九,七七一              | 三,七〇〇,九三三             | 一,七七八,五七六              | 六七・八二     | 三二・一八 |

農村に於て專業農家が減少し兼業農家が増加するときは、農村は次第に純農村たる性格を失ひ、半工・半農の

皇國農村確立の基本問題

二〇七

1) 農事統計表による

村と化する。殊に農業經營から、優秀なる男子青壯年勞働力が工場へ轉出した兼業農家では、農業勞働は残る婦女、子や老人の手によつて行はれるところから、その農業生産は當然低度化し、これらの兼業農家の關心は農業及び農村を離れて、工場または都市へと向けられることとなる。かゝる兼業農家たる職工農家が完全に離農しないのは、自家食糧を確保する必要に迫られるからであつて、彼等は所謂飯米農家としてまた低值收穫農家として停滯してゐる。殊に近時に於ける工場の地方分散につれ、従來の出稼工が通勤工となるに伴つて、この農家の職工農家化に一層の拍車が加へられる。されば斯かる傾向を其のまゝ放任することなく、農家をして農業經營を專業とする本來の道によらしめ、以て皇國農村の健全なる構成員たらしむべきである。

従つて皇國農村の確立は、專業農家の維持育成に俟つべきであるが、この專業農家を維持育成するためには、農家に對し專業農家として存續し得る經濟的條件を附與しなければならぬ。元來、農家が兼業農家となり、職工農家となるのは、その經營規模が零細にして、その自家勞力を農業經營を以て完全に収益化し得ざるに基くもので、従つて家計補充の手段として賃勞働の機會を求めざるを得なかつたのである。されば專業農家たる以上、職工農家に於ける如く婦女子や老人のみの勞力に専ら依存する經營としてでなく、家長を中核とする健全なる構成の家族勞力によつて營まれる逞しい經營たることが要求せられる。この點については、前記農林省の標準農村設定要綱にも「經營の基本を健全なる構成の家族勞力に置くこと」を建前としてゐる。

従つて專業農家を維持育成する前提條件としては、先づ農家經營を適正規模化し、自家勞働力を完全に利用・収益化せしめる途を與へることが必要である。次に農業勞働の生産性、即ち生産能率の向上を圖つて、農業勞働報酬をして工業勞働者の収益と均衡を得せしめ、農家をして安心して農業生産に専念し得る基礎地盤を與へなけ

ればならない。従つて專業農家の維持育成は、農家經營の適正規模化と不可分の關係に立つものといふべきである。

## 五

最近に於て農業適正經營規模の問題が表面に登場するに至つたのは、先づ第一段階に於て、滿洲開拓移民の送出に伴ふ分村計畫を契機とするものであり、滿洲開拓移民の送出によつて内地に於ける農家の耕地面積を適當に擴張し、之によつて農家經濟をして收支の均衡を得せしめ、農家の農業所得を増大せしめるといふ農家の生活安定、即ち農家の私經濟的觀點から適正經營規模が問題とせられた。然るに支那事變以來、時局産業の飛躍的發展に伴ひ、農村勞働力の尠大なる流出を來したが、併し食糧生産を根幹とする農業生産力を擴充することが緊要となり、その基礎としての經營規模如何が適正規模問題の中心となつて來た。これが適正規模問題の第二段階である。併し適正規模の問題は、第三段階として、更に農業人口定有の見地から検討を加へられることとなつた。即ち時局の進展に即應する農業生産力の確保・擴充と共に、民族發展の源泉として農業に幾何の人口を定有せしめるか、適正規模問題の基準となつて來たのである。されば今や農業經營適正規模の問題は、農業に對する人口の定有といふ民族的要求、農業生産力の確保・擴充といふ國民經濟的要求、農家經濟の安定といふ私經濟的要求、これら三つの要求を綜合統一した見地から検討を加へ、之を解決しなければならぬ。

標準農村に於ける建設の目標は、右の三要求に合致する如き適正經營農家が當該村に於ける農業上の中核となり、村全體が隣保共助の精神に則り、安定且つ調和せる農村を確立するに在るが、この適正經營農家の主なる性格としては、專業の自作農家として、自家勞働力を基本とし、適當なる規模を有するものであり、従つて農村に

於て所謂中堅農家と呼ばれるものである。然らば斯かる農村の中堅農家は如何なる動向を示してゐるであらうか。

| 年次    | 農家總數   | 五段未滿   | 五段以上   | 一町未滿   | 一町以上   | 二町未滿 | 二町以上 | 三町未滿 | 三町以上 | 五町以上 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|------|------|------|
| 明治四一年 | 五, 四〇八 | 二, 〇七六 | 一, 七三三 | 一, 〇〇〇 | 一, 〇〇八 | 三〇八  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |
| 大正三年  | 五, 四四五 | 一, 九九八 | 一, 八八九 | 一, 〇〇六 | 一, 〇〇六 | 三〇〇  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |
| 同 八年  | 五, 四八一 | 一, 九六六 | 一, 八八八 | 一, 〇〇六 | 一, 〇〇六 | 三〇〇  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |
| 昭和八年  | 五, 三三二 | 一, 九二七 | 一, 八七七 | 一, 〇〇〇 | 一, 〇〇〇 | 三〇〇  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |
| 同 九年  | 五, 三二七 | 一, 九一八 | 一, 八七三 | 一, 〇〇〇 | 一, 〇〇〇 | 三〇〇  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |
| 同 一〇年 | 五, 三〇〇 | 一, 九〇八 | 一, 八七九 | 一, 〇〇〇 | 一, 〇〇〇 | 三〇〇  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |
| 同 一一年 | 五, 二九七 | 一, 八九八 | 一, 八七四 | 一, 〇〇〇 | 一, 〇〇〇 | 三〇〇  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |
| 同 一二年 | 五, 二七四 | 一, 八八四 | 一, 八七五 | 一, 〇〇〇 | 一, 〇〇〇 | 三〇〇  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |
| 同 一三年 | 五, 二五九 | 一, 八六九 | 一, 八六六 | 一, 〇〇〇 | 一, 〇〇〇 | 三〇〇  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |
| 同 一四年 | 五, 四九一 | 一, 八五五 | 一, 八七九 | 一, 〇〇〇 | 一, 〇〇〇 | 三〇〇  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |
| 同 一五年 | 五, 四七九 | 一, 八四三 | 一, 八七五 | 一, 〇〇〇 | 一, 〇〇〇 | 三〇〇  | 三三三  | 一三三  | 三三三  | 二二   |

即ち五段未滿及び五段以上一町歩未滿の零細農家は、生計補充のための賃労働や副業を不可缺とする兼業農家であるが、五段未滿の零細農家は明治末年以來不斷の減少を示し、五段以上一町歩未滿の零細農家もまた支那事變以後に於て減少の傾向が著しい。二町乃至三町歩の中農家も事變後多少の減退を示して居り、更に三町歩以上の大規模經營農家層も同様に減少の傾向を示してゐる。かゝるうちにあつて、ひとり一町以上二町歩未滿の農家のみが、明治末年以來一貫して増加の傾向を示してゐる。而してこの一町以上二町歩未滿農家の全國平均一戸當り耕作面積は一町三段七畝となつてゐる。かくて我が國農家の動向は、上下兩層の減退、中堅農家の増加となつて現はれてゐる。

かゝる我が國農家の中堅農家への凝集は、併しながら、各地域に於て多少その現れ方を異にする。即ち東北地方では大經營が縮小するといふ消極的過程を以て、之に反し近畿では主として小經營が擴大するといふ積極的過程を以て現はれてゐる。惟ふに東北地方では、農業の機械化その他の近代的技術を生産機構に採り入れることが少なく、従つてその勞働生産性も低いから、大經營は當然に雇傭勞働を必要とするが、時局下この雇傭勞働の調達確保が困難となるに伴つて、自家勞働力を以て經營し得る限度にまで其の規模を縮小することとなるからである。近畿に於ては零細農家は分解して、一面農業を離脱するが、他面その經營規模を擴大して、家族勞働を完全に利用し得る中堅農家へと向上する。かくて何れの地域に於ても、家族勞働に基礎を置く中堅農家の發展となつて現はれてゐる。然かも斯かる一町乃至二町歩の中堅農家は、我が國一般に廣く普及してゐる現在の農業技術、即ち牛馬耕、手抑中耕除草器、足踏式廻轉脱穀機を根幹とする農業技術に照應する經營規模であるといふことが出来る。

既述の如く、農業經營適正規模の問題は、農業人口定有の民族的要求、農業生産力確保・擴充の國民經濟的要求、農家經濟安定の私經濟的要求の三要求を綜合統一した見地より之を解決すべきであるが、同時に上述せる我が國農家經營の客觀的發展傾向に即應して之を解決しなければならぬ。

昭和十三年九月一日の「全國農家一齊調査」によれば、右の中堅農家たる一町以上二町歩未滿の農家戸數は、一、四六六、一八六戸であるが、之を自小作別に見れば、自作農家は三八三、四八三戸（二七・五％）、小作農家は二二〇、五九三戸（一五・〇％）、自作兼小作農家は八六二、一一〇戸（五七・五％）にして、自作兼小作農家が壓倒的多數を占めてゐる。併しながら農家としては、小作農や自作兼小作農としてよりも、自作農としての方がより安定した

農家生活が遂れ、従つてまたより、高き農業生産力の向上が期せられるから、自作農創設事業の強化擴充を圖ることが望ましい。殊に東北地方に於ては中堅農家の經營規模が近畿的水準にまで縮小する傾向にあるから、之を自作農家として其の安定性を増大することが一層肝要である。

## 六

更に適正經營農家たる中堅農家は、その「農業技術高度にして生産能率の大なること」が要求せられ、且つまた中堅農家は「原則として主要食糧の生産を根幹とし家畜飼養を伴ふ經營なること」が要求せられる。

惟ふに我が國の農業は、多量の勞働力と多量の肥料とを根幹として發達し來つたもので、その結果として高い土地生産性と高い人口扶養力とを齎したが、併しその反面に於て勞働の生産性は低位であつた。然るに時局の進展に伴ふ農村からの應召者の増加、軍需工業への多量の勞力流出、農馬の徵發等によつて、農村の勞働力及び畜力が減少し、また化學肥料も肥料資源輸入の減少、電力不足等によつて農業への供給が次第に窮屈となつて來た。

斯かる我が國農業の根幹をなす勞力と肥料との不足に拘らず、時局は主要食糧の増産を要請してやまない。茲に於てより、少なき勞働力とより、少なき肥料とを以て、増産を遂行しなければならぬことゝなつた。けれども農業に投せられる勞働力及び肥料の單なる節約は、農産物反當り收量の減少、ひいて總生産量の減退を來し、現下に於ける食糧増産の至上命令と背馳する。従つて農作業の機械化、合理的共同作業の實施、その他栽培技術の發達によつて、勞働生産性の向上、即ち農業生産能率の上昇を圖ると共に、肥料に關しても同様に其の生産性を増進するやう有ゆる工夫を凝すことが緊要である。されば今後の我が國農業は勞働生産性を高めつゝ、反當り收量の増加即ち土地生産力の増大を圖ることを建前として進まなければならぬ。

この建前は農家の適正規模の決定に際しても、常に念頭に置かるべきである。即ち適正經營農家にあつては、勞働生産力と土地生産力との上昇が相背離してはならず、勞働生産力を高めつゝ同時に土地生産力の増大が實現せられるものでなければならぬ。

また農家の經營組織の内容は、各地域に於ける立地條件に應じて多少異なることは當然であるが、現下に於ける農村建設の國家的要請の一つは日滿を通ずる主要食糧の自給力を確保するにあるから、中堅農家は主要食糧の生産を根幹とする經營たるべきを建前とする。尙ほ勞力不足の折から、農業勞働の生産性を高めるため、家畜、特に農耕用牛馬等の大家畜を導入し、之によつて農耕と養畜との有機的連繫を緊密にすることが望ましい。このことは人力の不足を補ふに畜力を以て、また化學肥料の不足を補ふに厩肥を以てすべき戰時に於て特に要求せられる。

戰時下に於て農業勞働の生産性を高めるために農業の機械化、殊に小型トラクターによる耕耘の機械化を圖ることが緊要であるが、併しある地域に之が普及を圖るには、その前提として自然條件並に經營條件より見て普及の可能性ありや否やを吟味し、且つ之が農家への導入に際しては、協同利用の方法を確立して、その經濟性を充分に發揮せしむべきである。斯かる可能性の乏しい地帯へ無計畫に耕耘の機械化を提唱することは望ましくはない。従つて一般的には農業勞働生産性の向上は、農耕と養畜(耕用牛馬)との有機的連繫の線に沿ふて之を進むべきであらう。

尙ほ斯かる適正經營農家の維持・育成に際しては、同時に耕地の區劃整理及び交換分合を行つて、一農家の經營地を成るべく少數箇所に集團化せしめ、之によつて畜力及び機械力の利用を容易にし、且つ勞力を節約して、農業經營の改善に資すべきである。

## 七

更に適正經營農家たる中堅農家の生活様式としては、經營と家計との連繫を保つ適度なる自給經濟を營むことが望ましい。蓋し中堅農家として適度の自給經濟性を保持することは、經濟的變動に對して生活安定の保障を與へるからである。然かも中堅農家としては、「適度の自給經濟に依り簡素なるも充實せる生活を爲し、農に即せる固有の文化を培養し得る如き餘裕のあること」が望ましい。即ち農業生活は都市生活と其の趣きを異にしてゐるものであるから、都市生活の發達に對應して、農業生活もまたその固有の特性を發揮する餘裕のある生活でなければならず、また都市文化に對應する健全なる農村文化を確立して、わが民族の育成と文化の向上とに寄與しなければならぬ。

然るに近時に於ける工業の地方分散に伴つて、專業農家は兼業農家となり、職工農家と化し、從來の純農村にして次第に半農・半工の村と化する事例が少なくはない。こゝに農工調整の必要が起る。けれども戰時下に於ける我が國の情勢として、斯かる工業の地方分散、それに伴ふ兼業農家、職工農家の増加の大勢は、特定の地帯に於て或る程度まで之を阻止し得ないとするならば、斯かる工場地帯附近の農村に於ける農家の經營をして、純農村に於ける經營に對比して、如何なる態容のものたらしむることが最も望ましいか、この點については尙ほ深く研究すべきである。

以上述べた皇國農村確立のために必要なる諸方策の實現は、また皇國農民精神の昂揚に俟たなければならぬ。この點については標準農村設定に關する要綱にも、農業經營の精神として、「國家の要請に即應するを經營の根本理念とし、農業の國家的眞義に徹し農家として永續して農業に専念すること」を建前としてゐる。されば皇國農民たるものは、農業の有する國家的使命を充分に自覺し、永續して農業に専念し、以て大和民族の發展繁榮のため、また戰時下緊急の食糧増産確保のために、協力挺身しなければならぬ。